(2)健全な森林を次世代へつなぐ取組み

② 子育て施設木のぬくもり推進事業

【目的】

保育園や幼稚園の子育て施設における木材利用、とりわけ子どもたちが直接触れる床や壁等内装での利用を促進することにより、ストレス緩和や室内の快適性を高めるなど、子どもの育成環境に良い効果を与えるとともに、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進につなげる。

【事業概要】

内装(床・壁)木質化等に対して、その必要となる経費を支援する

- ○対象施設:大阪府内の幼稚園及び認可保育所(認定こども園を含む)
- ○補助率: 1/2 (上限2,500千円)
- ○補助要件:
 - ・原則、『おおさか材』(認証材)を使用する
 - ・市町村が事業主体となる場合は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 に基づく、市町村木材利用方針が策定されていること
 - ・整備後の効果等を把握するためのアンケート調査への協力
 - ・施設の職員や施工事業者が木育リーダーとなり、内装木質化や木材の良さを地域に広くPRする

【事業計画】

単位:千円

年 度	全体計画	H28	H29	H30	H31
実施箇所数	150	30	40	40	40
事業費	376,500	75,300	100,400	100,400	100,400





【一園一室木のぬくもり推進モデル事業 実施状況】

▶ H28事業者募集の概要 (詳細は別紙募集要項)

【募集期間】

平成28年4月25日(月)~平成28年6月21日(水)

【応募数】

21園 《内訳》保育園 7園、幼稚園 6園、認定こども園 7園 地域型保育事業 1事業所

【応募額】

39,284千円

【今後の予定】

◎平成28年6月末 事業認定通知

◎平成28年7月末まで 補助事業申請・交付決定

◎平成28年8月以降 事業着手

《二次募集》

平成28年8月上旬頃(募集開始予定)

平成28年度子育で施設木のぬくもり推進事業 募集要項

平成28年4月25日 大阪府環境農林水産部みどり推進室長

1 趣旨

大阪府では、幼稚園、保育所、認定こども園等の子育て施設を対象に、床や壁など、内装等の木質化を支援することにより、子どもの成育環境の充実を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深めることを目的として、森林環境税を活用した「子育て施設木のぬくもり推進事業費補助金」を交付することとしました。この補助金の交付を希望する事業者を募集します。

2 事業概要

- ○補助事業の概要は別表のとおりです。
- ○詳細については、子育て施設木のぬくもり推進事業実施要領(以下「実施要領」という。)を ご参照ください。

3 応募の方法

(1)提出書類 子育で施設木のぬくもり推進事業実施計画書(実施要領 様式第1号)

(2)提出期限 平成28年6月21日(火曜日) ※必着

(3)提出先・問合せ先

大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ 住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (大阪府咲洲庁舎22階) 電話 06-6210-9556

4 対象事業の認定

提出された事業実施計画書の内容を審査し、事業実施主体からのヒアリングを実施し、予算の 範囲内で本補助金を交付する対象事業を認定し、応募があった事業実施主体に通知します(平成 28年6月28日頃を予定)。

なお、認定額が予算額を上回った場合は、抽選を実施します。

5 その他

(1) 事業実施に当たっての手続き

認定後、事業を実施するに当たっては、別途、補助金の交付申請が必要です。事業は、府からの交付決定通知の後に着手してください。交付決定前に事業に着手することで発生した経費は補助対象となりません。

(2) 提出書類の様式等の電子ファイルについて

本募集要項、提出書類の様式及び実施要領の電子ファイルは、下記大阪府公式ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/index.html

(3) 追加募集について

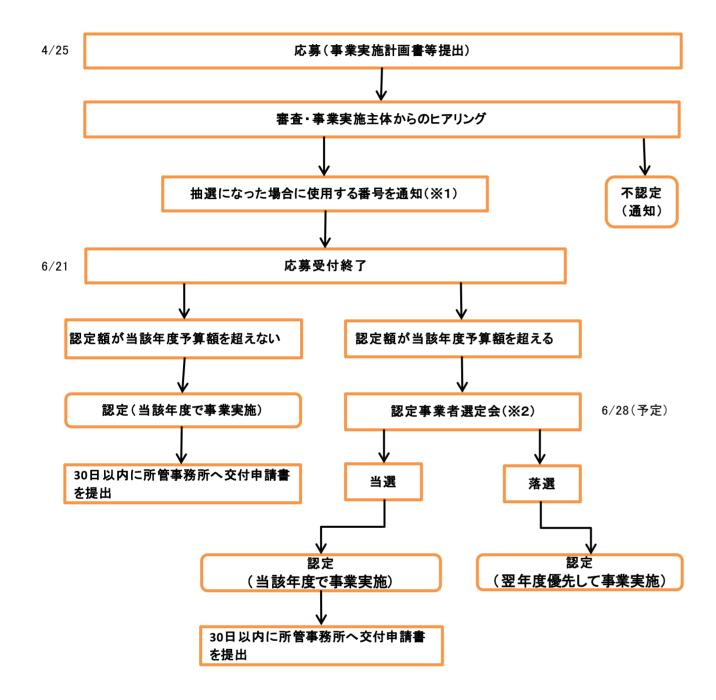
今回の募集後の予算の状況によっては、二次募集を行う予定です。(8月頃予定)

別表

1 補助事業	子育て施設木のぬくもり推進事業
2 対象施設	大阪府内に所在する次の施設 (1) 幼稚園 (2) 認可保育所 (3) 認定こども園 (4) 地域型保育事業を行う事業所(保育者の居宅又は保育を必要とする子 どもの居宅は除く)
3 事業実施主体	対象施設(1)から(3)の施設設置者及び対象施設(4)の事業主体
4 補助対象経費	対象施設内の子どもが利用する場所 (注1) の内装等 (注2) 及び木製建具を、 おおさか材 (注3) により木質化するために要する工事請負費 (※4) 及び設計費
5 補助金の額	補助上限額は1施設当り250万円(補助率:補助対象経費の1/2以内)
6 その他の要件	・内装等の木質化に使用するおおさか材の量が、木質化する各場所の面積1 m ³ 当たり0.01m ³ 以上であること ・子どもの保育や教育活動に活用する一室以上の床・壁などの内装を木質化すること ・大阪府の森林やおおさか材の利用などについて積極的なPRを行う観点から、内装木質化の視察や見学会の開催など、年6回以上の木育活動を行うこと ・森林環境税を活用していること、おおさか材利用に関する情報(樹種など)を示す看板を設置すること ・他の補助事業との重複がないこと ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実行性を高めるため、市町村が事業実施主体となる場合は、補助事業の交付申請日までに同法に定める市町村木材利用基本方針の作成が行われること ・事業実施年度末までに事業を完了すること ・府が実施する効果調査(アンケート調査等)にできる限り協力すること

- (注1)子どもの教育又は保育を行う場所であって、保育室、遊戯室、廊下及びテラスをいう。これ以外の 教育又は保育に供する場所については、知事が必要と認めるものに限り補助対象とする。
- (注2) 床、壁(現しの木製壁含む)、ウッドデッキ等の面的な部分をいう。家具(机、椅子等)、遊具は対象外とする。
- (注3) 大阪府が認定した「林業活動促進地区」内で伐採・生産された木材を、大阪府に登録された認定事業者が製材した木材をいう。
- (注4) 工事請負費は、現在の床材等を剥がす作業、下地を造作する作業等を含む、内装等の木質化に要する全ての工事請負費をいう。

応募から事業認定までのフロー



※1 抽選になった場合に使用する番号を通知

実施計画書の審査の結果、計画の認定が可能と判断された事業者に対し、認定事業者選定会の日時、場所、整理番号を通知します。

※2 認定事業者選定会

認定事業者選定会は公開で実施し、府の職員が整理番号で抽選を行います。抽選結果はホームページに公開します。認定事業者選定会への事業者の出席・欠席は自由とします。